

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

平成28年4月26日（火）

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局渡良瀬川河川事務所長 牛腸 宏

1. 業務概要

(1) 業務名 H28体験植樹補助業務

(2) 業務内容 本業務は、足尾の自然環境等を踏まえて、体験植樹を通じて緑化の意義の周知及び砂防事業の理解の促進を図ることを目的とした広報業務である。

・ 植樹準備（穴掘り、樹木、資材準備）	1 式
・ 砂防事業及び体験植樹説明	2 5 回
・ 体験植樹（植樹指導）	2 5 回
・ 体験植樹（植樹材料）	7 5 本
・ 広報資料作成送付	1 式
・ 広報資料集計	2 5 回
・ 報告書作成	1 式

なお体験植樹とは、学校等の総合学習の一環として位置付けられた植樹行為と、市民団体等の任意団体がボランティア行為として実施する植樹行為とする。

(3) 履行期限 平成29年1月31日

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

- (1) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示

に基づき(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。)でないこと。

(5)企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(6)企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(業務説明書参照)

(7)配置予定技術者(主たる担当者)については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成18年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。

- ・同種業務：植樹を伴う広報業務

- ・類似業務：広報業務

(8)配置予定技術者(主たる担当者)については、平成28年4月26日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満であること。手持ち業務とは、主たる担当者として従事している業務。

3. 手続等

(1)担当部局

〒326-0822 栃木県足利市田中町661-3

国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 経理課 契約係

電話：0284-73-5552

FAX：0284-73-6214

電子メール：ktr-watarase-keiri@ml.mlit.go.jp

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

交付を希望する者には、郵送(着払い・希望者の負担)又は、窓口で紙面での交付を行う。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

電子データでの交付を希望する者には、記録媒体(CD-R等)を(1)に持参又は郵送(着払い・交付希望者の負担)することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨連絡すること。

①郵送の場合：上記(1)に申し出ること。

②窓口での交付：平成28年4月26日から平成28年5月16日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

(3)企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成28年5月16日(月)17時15分

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、若しくは電送又は電子メールによる。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無

提出された企画提案書についてヒアリングは実施しない。

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類（以下「提案書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。

(6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(9) その他の詳細は説明書による。